

## 足立区こども計画審議会条例

### (設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定に基づく市町村こども計画として足立区こども計画を策定することに関し必要な事項を審議するため、区長の附属機関として足立区こども計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、足立区こども計画の策定に関し必要な事項を調査審議し、その結果を区長に答申する。

### (組織)

第3条 審議会は、区長が委嘱し、又は任命する委員20人以内をもって組織する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から調査審議が終了するまでとする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

### (定足数)

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

### (会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開とすることが適当でないとき、この限りでない。

(守秘義務)

第9条 審議会の委員は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区こども計画審議会	日額 8,000円
-------------	-----------